

<アスベストQ&A集>

E 大気環境に関すること【環境関係】

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ 電話045-210-4111
E-22	事前調査をした結果、石綿が無い場合は行政へ報告しなくともよいですか。 (令和6年4月1日更新)

【答】

石綿の有無に関わらず、次の要件に該当する場合は行政への報告が必要です。

解体等工事の対象	解体等工事の種類	報告対象となる範囲
全ての建築物	解体	作業対象の床面積の合計が80m ² 以上
	改造・補修	請負代金の合計額が税込み100万円以上
特定の工作物*	解体、改造・補修	請負代金の合計額が税込み100万円以上

※ 報告対象となる工作物（令和5年6月23日 環境省告示第46号）は、次のとおりです。

- | | |
|---------------------------|---------------------------------|
| ①反応槽 | ⑩配電設備 |
| ②加熱炉 | ⑪送電設備（ケーブルを含む） |
| ③ボイラー及び圧力容器 | ⑫トンネルの天井板 |
| ④配管設備（建築物に設ける給水設備等を除く） | ⑬プラットホームの上家 |
| ⑤焼却設備 | ⑭遮音壁 |
| ⑥煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く） | ⑮軽量盛土保護パネル |
| ⑦貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く） | ⑯鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 |
| ⑧発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く） | ⑰観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物であるものを除く。） |
| ⑨変電設備 | |

参考

- 令和2年11月30日付け環水大大発第2011301号 環境省水・大気環境局長通知「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について 第3 事前調査 7 事前調査結果等の報告」
<https://www.env.go.jp/air/air/osen/R1-Main13.pdf>